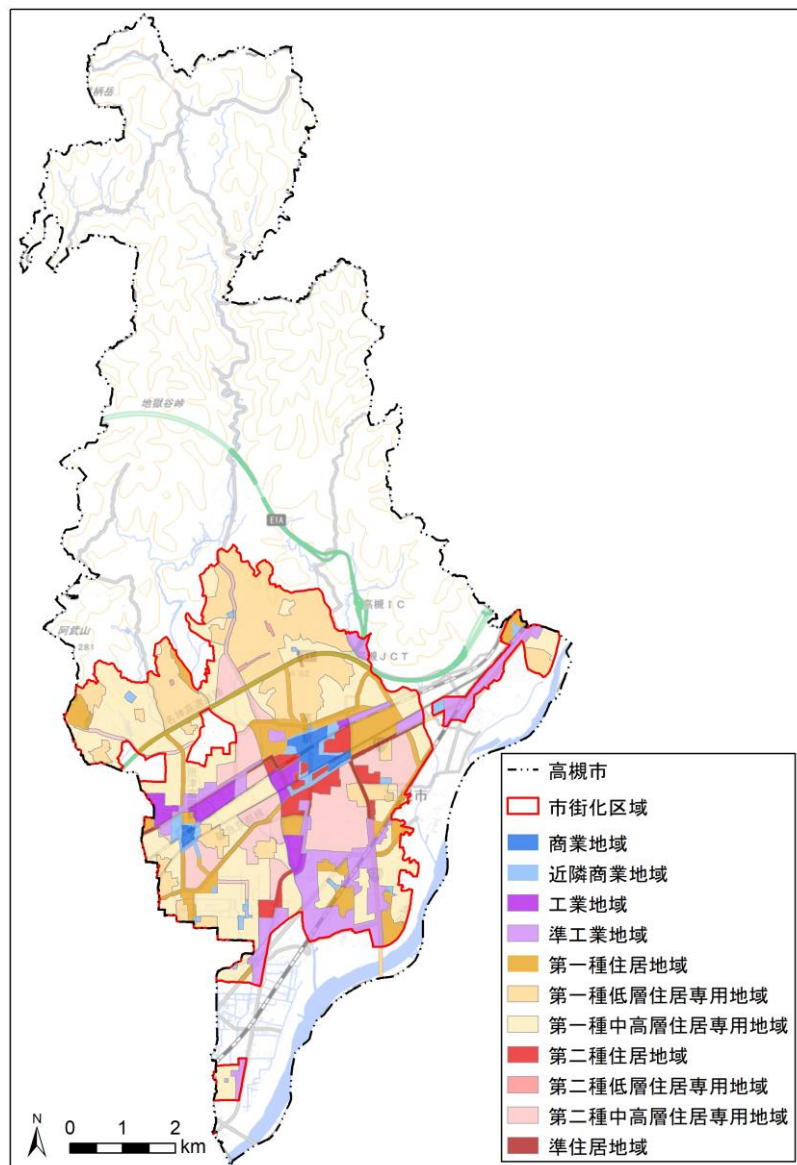


第2章 本市のみどりの現状と課題

1. みどりの現状

1.1 都市計画区域内の用途地域の指定状況

本市は全域が都市計画区域に指定されています。中部は広く市街化区域に区分され、都市化が進んでいます。一方、北部と南部淀川沿いなどは、市街化調整区域であり、山林や農地が多く分布しています。

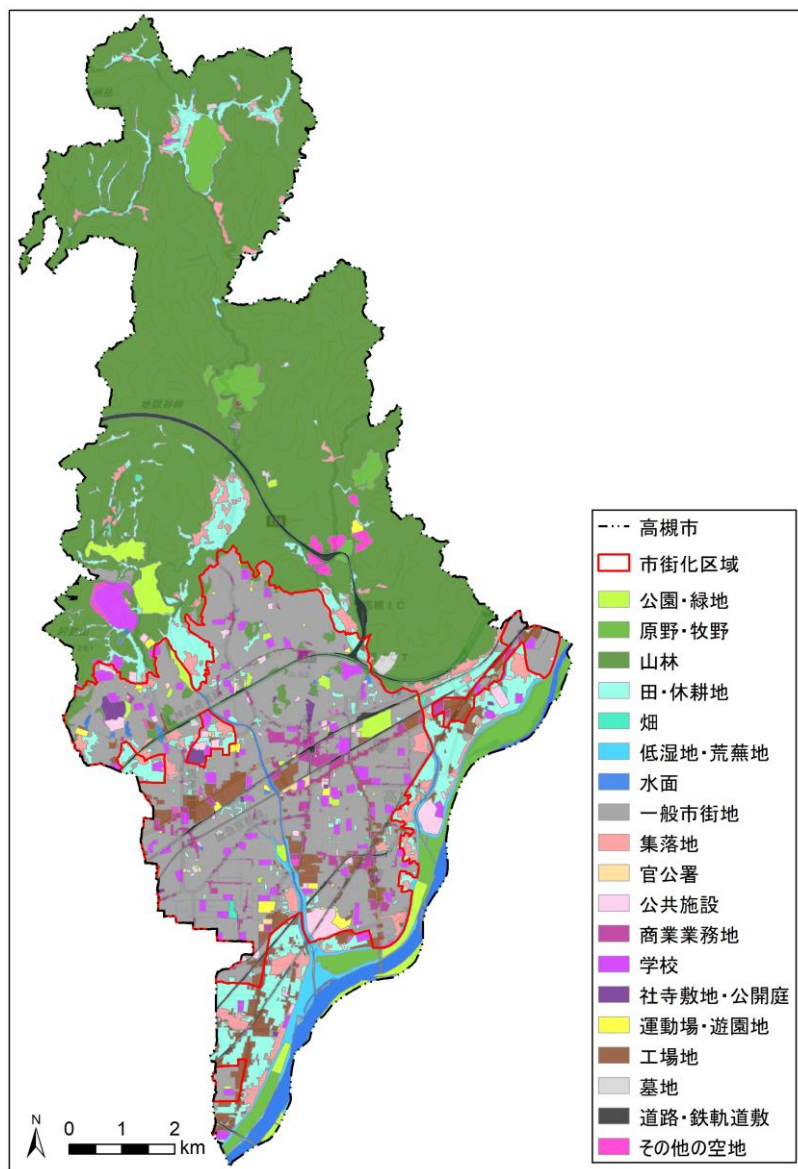


2-1 用途地域の指定状況

1.2 土地利用の状況

中部の市街化区域では、宅地開発や駅周辺の事業地開発などにより市街化が進み、学校施設なども充実しているほか、一部社寺が残され、公園緑地が整備されています。

市街化調整区域については、北部に豊かな森林が広がっており、林野面積は 4,949ha となっています。そのうち、国有林が 143ha、公有林が 51ha で、96%にあたる 4,755ha が私有林です。また、淀川沿いの三箇牧地域や五領地域、北部の檜田地域や原地域では農地が広がっており、耕地面積は 586ha で、市面積の 5.6%です。



2-2 土地利用の状況

1.3 緑地の状況

本市では現在、都市計画区域内で都市公園法に基づく都市公園が 223 ヶ所・約 207ha 整備されており、令和 3（2021）年 3 月末時点の市民一人当たりの都市公園の面積は約 5.9 m²/人で、令和 2（2020）年 3 月末時点の全国平均 12.4 m²/人や大阪府平均 6.2 m²/人より少ない状況です。

また、都市公園の面積に、子どもが身近に利用できる小規模な遊び場や緑道、グラウンドなどの施設緑地を加えた都市公園等の面積は 777 ヶ所・約 313ha で、令和 3（2021）年 3 月末時点の市民一人当たりの都市公園等の面積は約 8.9 m²/人となっています。

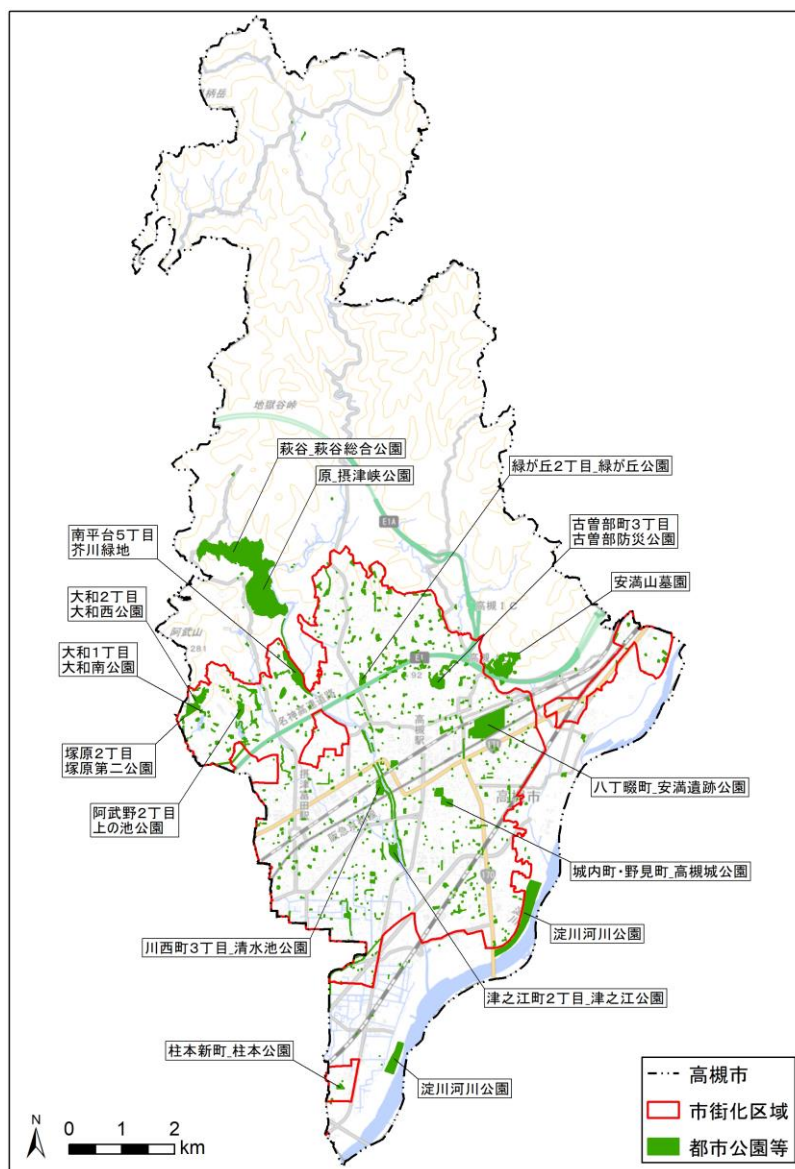
また、法や条例に基づく地域制緑地として、風致地区や生産緑地地区などが指定されており、令和 3（2021）年 3 月末時点では、市域全体で約 5,389ha となっています。

2-3 緑地整備の状況（令和 3 年 3 月末時点）

緑地種別	年次	令和3年3月末						
		市街化区域			都市計画区域			
		整備量		m ² /人	整備量		m ² /人	
		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		
都市公園	住区基幹公園	街区公園	210	44.57		210	44.57	
		近隣公園	6	12.19		6	12.19	
		地区公園	2	9.03		2	9.03	
	都市基幹公園	総合公園	1	21.76		2	55.74	
		運動公園	0			0		
	基幹公園計		219	87.55		220	121.53	
	特殊公園	風致公園	0			1	42.65	
		歴史公園	0			0		
		墓園	0			1	13.08	
	都市緑地	0			0			
	国の設置によるもの	0			1	30.10		
	都市公園計		219	87.55		223	207.36	5.91
	公共施設緑地計		515	99.80		554	105.59	
都市公園等合計		734	187.35		777	312.95	8.92	
施設緑地計		734	187.35		777	312.95		
地域制緑地	風致地区					227.50		
	生産緑地地区		61.58			61.58		
	その他法によるもの計		60.70			9,953.06		
	法によるもの計			122.28			10,242.14	
	条例等によるもの計			12.00			28.15	
	小計			134.28			10,270.29	
	地域制緑地間の重複			12.00			4881.65	
地域制緑地計			122.28			5,388.64		
施設・地域制間の重複						110.60		
緑地総計			309.63			5,590.99		

(1) 都市公園などの施設緑地

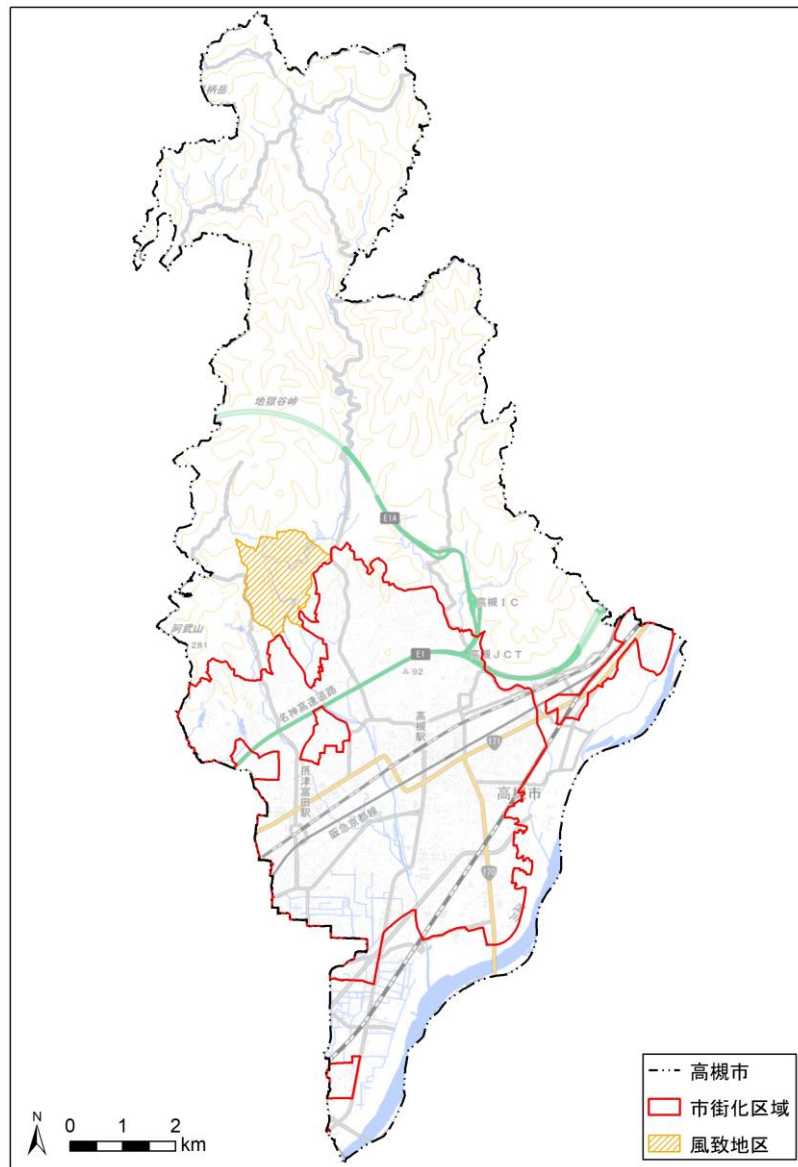
本市には、恵まれた自然環境の中にあり、子どもたちの遊べる遊戯施設やサッカー場などのスポーツ施設を有する萩谷総合公園、災害時の防災拠点として本格的な防災機能を兼ね備えた古曽部防災公園、芥川に面し水辺空間とふれあえる芥川緑地のほか、風致公園で桜の名所でもある摂津峡公園、弥生時代の遺跡を保存・活用した安満遺跡公園など、多様な魅力ある都市公園などが整備されています。これらの公園は散歩や子どもの遊び場として日常的に利用されるほか、イベントやレクリエーションなどの場としても活用されています。



2-4 都市公園などの分布状況

(2) 地域制緑地：風致地区

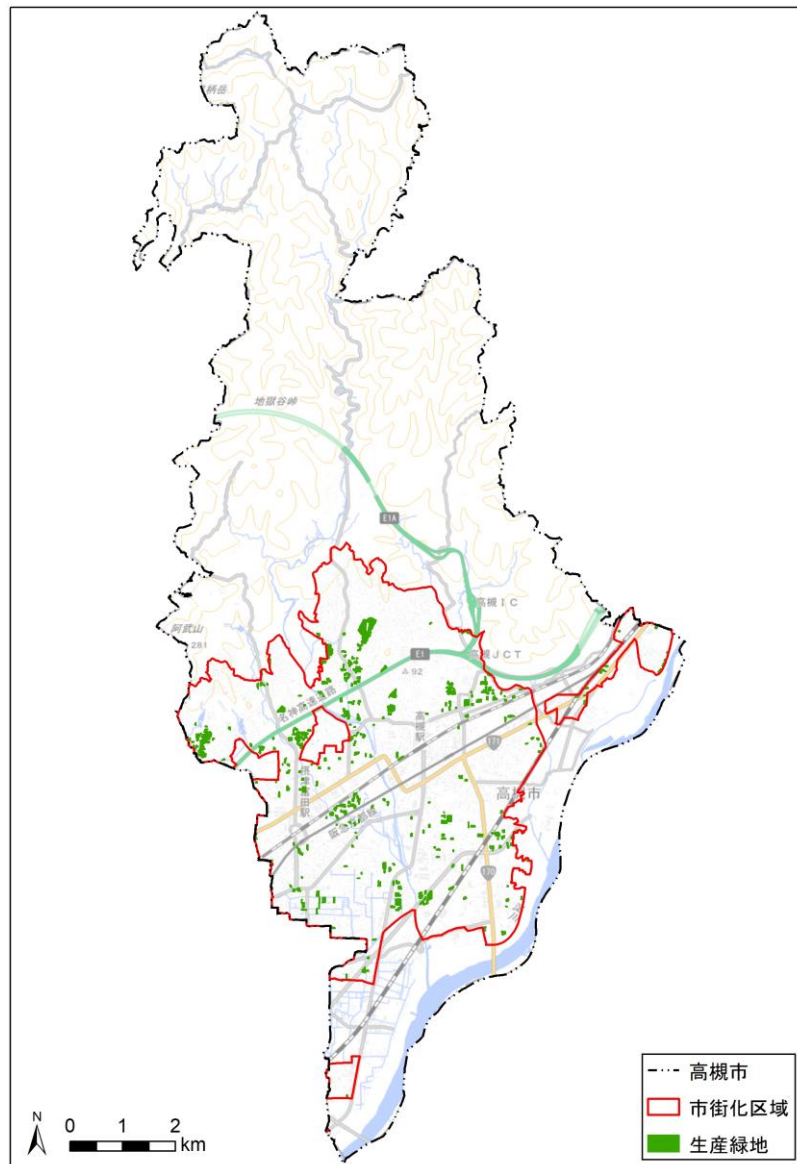
山岳森林美と渓谷沿岸の溪流美を維持保全するため、景勝地である摂津峡周辺の区域面積約227.5haが「摂津峡風致地区」として指定されています。樹林地や水辺地など、豊かな自然的景観に富んだ区域として、市民にとって身近で大切な場所となっています。



2-5 風致地区の指定状況

(3) 地域制緑地：生産緑地

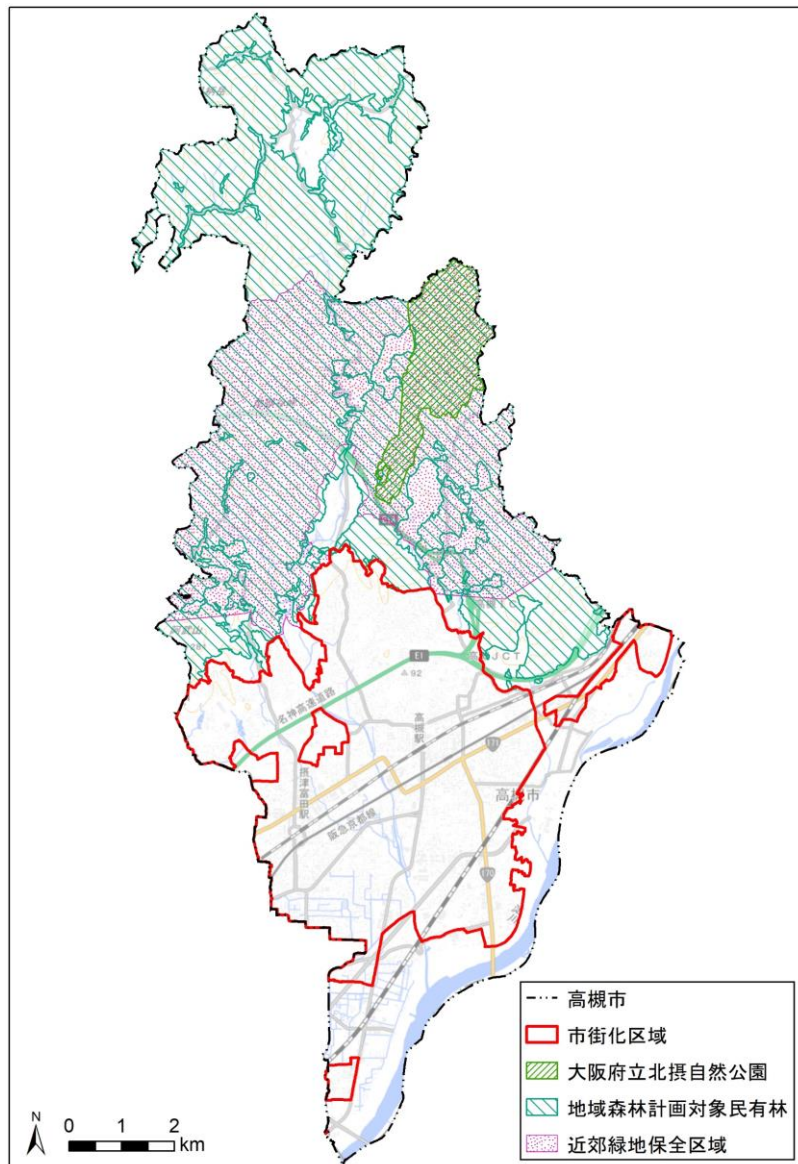
農地は農産物を生産する場としてだけでなく、景観としてのみどりや災害時の避難地などのさまざまな機能を有しています。その機能を活用し、良好な都市環境の保全・形成を図ることを目的として、市街化区域内にある農地を「生産緑地地区」として指定しています。指定面積は、令和3(2021)年3月末時点で、市街化区域面積の1.84%にあたる農地61.58haとなっています。



2-6 生産緑地の分布状況

(4) その他の地域制緑地

その他の地域制緑地として、多様な動植物が生息・生育し、地域に親しまれているポンポン山周辺が「大阪府立北摂自然公園」として指定されています。また、森林の保全・整備の方針などを定めた地域森林計画の対象となる「地域森林計画対象民有林」、無秩序な市街化の防止や地域住民の健康増進、災害の防止などを目的とした「近郊緑地保全区域」などがあります。

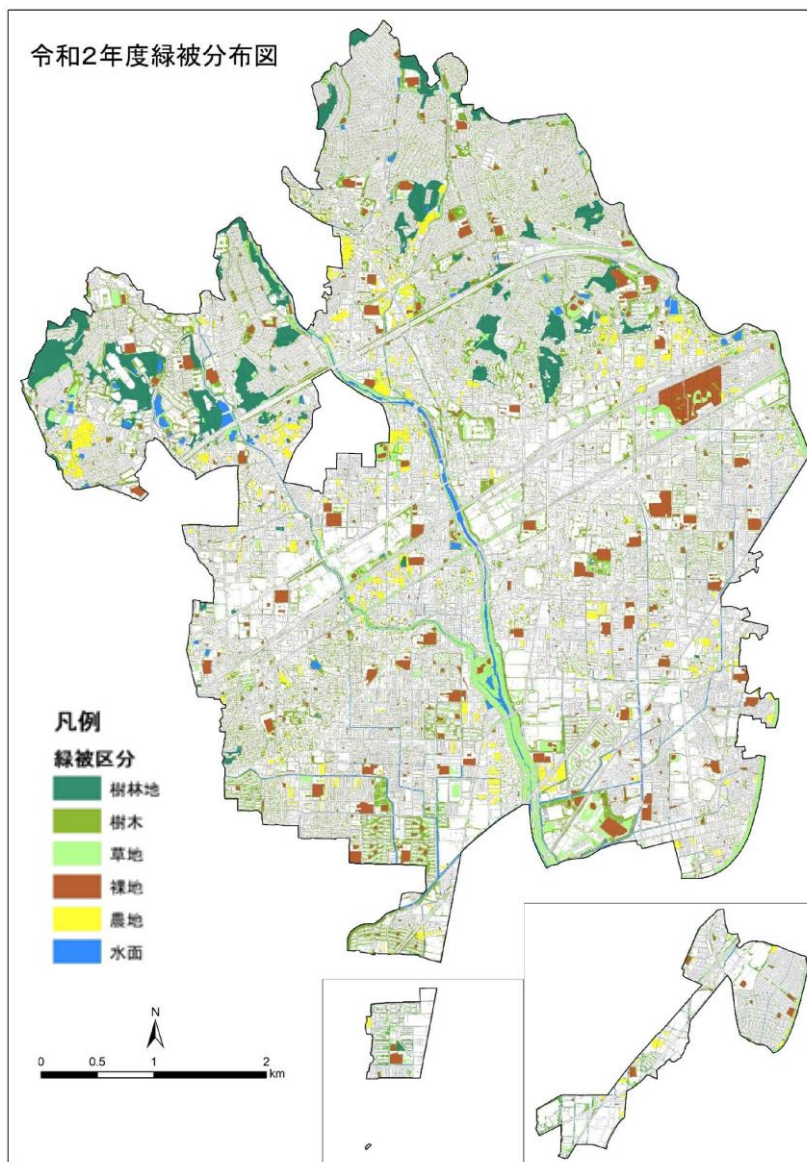


2-7 その他の地域制緑地の指定状況

1.4 市街化区域のみどりの状況

市街化区域のみどりの状況として、令和 2（2020）年度に実施した調査の結果から緑被分布を示しました。緑被には「樹林地」、「樹木」、「草地」、「裸地」、「農地」、「水面」があります。

市街化区域の北部には樹林地のほか、ため池などの水面が分布します。一方、中部から南部にかけては裸地や農地が分布するほか、河川沿いには草地在広がっています。



2-8 市街化区域の緑被分布図

1.5 緑被率

現在の市街化区域の緑被面積は約 387ha で、緑被率は 11.8%です。前回調査時の平成 22 (2010) 年度と比較すると、若干の増加がみられるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

2-9 市街化区域の緑被率

市街化区域 面積	緑被区分	前回調査時（平成 22 年度）		今回調査時（令和 2 年度）	
		緑被面積	緑被率	緑被面積	緑被率
32,906,661 m ²	樹林地	3,758,811 m ²	11.4%	1,118,804 m ²	3.4%
	樹木			2,753,406 m ²	8.4%
合計		3,758,811 m ²	11.4%	3,872,210 m ²	11.8%

*緑被率について

緑被率とは、一定の区域における緑被地の割合を示したもので、大阪府においては、「緑被地」として「樹林地」、「樹木」、「草地」、「農地」、「裸地」を定義しています。しかしながら、これまでの本市の「緑被地」の取扱いについては「樹林地」、「樹木」のみに限定していたため、今後の「緑被地」については、大阪府に準じ、「樹林地」、「樹木」、「草地」、「農地」、「裸地」に変更して、緑被率を集計・算出します。

<参考> 今回調査時（令和 2 年度）の「緑被率」

【変更前】

市街化区域 面積	含まれる 緑被地	緑被面積
32,906,661 m ²	樹林地、 樹木	3,872,210 m ²
緑被率		11.8%



【変更後】

市街化区域 面積	含まれる 緑被地	緑被面積
32,906,661 m ²	樹林地、 樹木、草地、 農地、裸地	7,264,193 m ²
緑被率		22.1%

1.6 本市のみどりの特性

(1) まちのみどり

本市のまちなかのみどりは、歴史遺産を活用した安満遺跡公園や、芥川に隣接した親水空間のある清水池公園などの公園が拠点となり、まとまったみどりを形成しています。また、緑化を重点的に進めている JR 高槻駅周辺、高槻城公園、市役所前などの中心市街地では、自治会、市民団体、事業者などの緑化活動が盛んに行われ、公園や街路樹、四季折々の草花の花壇によるみどりの空間が創出されています。また、最近では、市街地の事業所や集合住宅において、屋上緑化や壁面緑化などの新たな手法による緑化にも取り組まれています。



安満遺跡公園

(2) 北部の森林のみどり

北部の森林は、神峯山寺や本山寺周辺に一部国有林がありますが、それ以外の多くは民有林となっています。植生としては、本山寺周辺の地域の一部にモミ、ツガ、カシ類などのすぐれた天然林があります。また、植林されたスギ、ヒノキの人工林のほか、クヌギ、コナラ、アベマキなどの良好な落葉広葉樹も分布しています。

この森林地帯は、芥川・檜尾川など市内主要河川の水源林となっているほか、多種多様な動植物の生息・生育場所にもなり、豊かな生態系を有するエリアとなっています。



北部の森林

(3) 農地のみどり

北部の檜田地区、摂津峡周辺を含めた原地区などの中山間地域では、水田や畑、背後にある落葉広葉樹林を主体とした樹林により、情緒ある里山景観が形成されています。また、農地は良好なみどりのつながりの形成に寄与し、生き物が生息できる空間を支えています。一方で、近年の森林環境の変化により、生態系のバランスが崩れ、鳥獣による農作物への被害も増え、農地の保全に影響をもたらしています。

南部では、市街地に農地が点在するほか、東部の五領地区にはタケノコが産出される竹林の広がりが見られます。また、東部から南部にかけての淀川沿いの農地では、水稻を中心とした水田稲作景観が広がっています。



檜田地区の農地

(4) 河川のみどり

市内の主要河川は、明神ヶ岳（本市と京都府亀岡市との境にある山）を源流に本市の中心を縦断して南へ流下する芥川とその支川である女瀬川、北部の原地区を水源に南へ流下する檜尾川、そして、これらが注ぐ南部の淀川です。芥川・檜尾川水系上流域には北摂の豊かな自然環境が広がり、生き物の貴重な生息・生育空間となっています。

芥川では、平成 18（2006）年に策定された「芥川創生基本構想」に基づき、「芥川創生事業」として、魚道を整備するなど「ひとと魚にやさしい川づくり」が市民協働で進められ、天然のアユが遡上できるようになるなどの生態系の回復が見られています。また、平成 26（2014）年～令和 2（2020）年には、「芥川かわまちづくり事業」として、遊歩道整備や魚道づくりに取り組むなど、府・市・市民団体の協働による川づくり活動が行われています。

淀川では上牧・鶴殿地区のヨシ原が特徴的な河川景観を形成しています。この地域は大阪府の鳥獣保護区に指定されているほか、生物多様性ホットスポットにも選定されており、チュウヒ、オオヨシキリなどの鳥類やカヤネズミ、キツネなどの小中型哺乳類が多く生息する、豊かな生態系を有しています。また、大塚地区では、淀川河川公園が整備されており、自然とふれあひながら、スポーツやバーベキューなどを楽しめるレクリエーションの場として市民に利用されています。



芥川

(5) 歴史・文化が息づくみどり

本市には、多くの歴史遺産があります。国道 171 号の北側には、安満宮山古墳や闘鶏山古墳、今城塚古墳、阿武山古墳など、重要な古代の歴史遺産が数多く点在し、まちなかのみどりとして貴重な場所となっています。

また、中近世の歴史遺産である芥川山城跡や高槻城跡、京都から九州地方を結ぶ西国街道なども大切な歴史遺産であり、保存に向けた取組や公園整備などのまちのにぎわいづくりとしての活用が進められています。

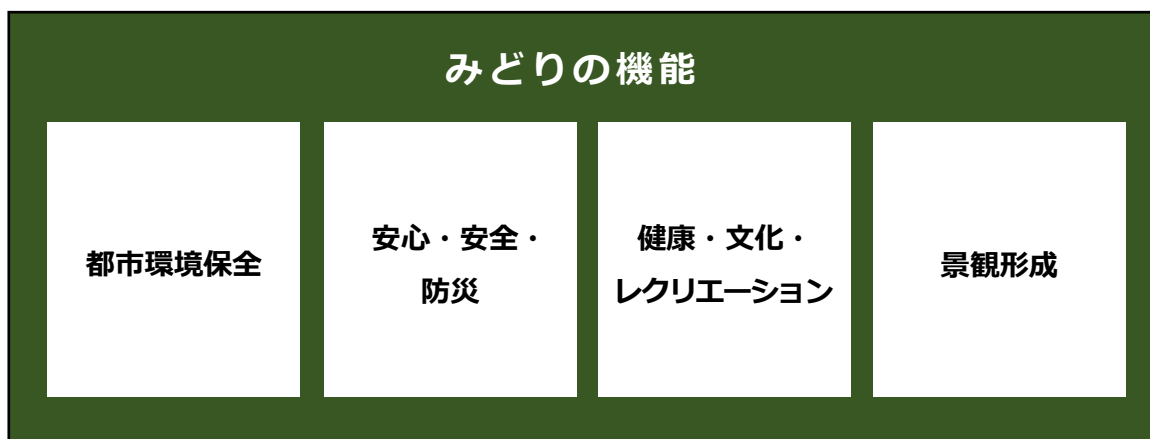
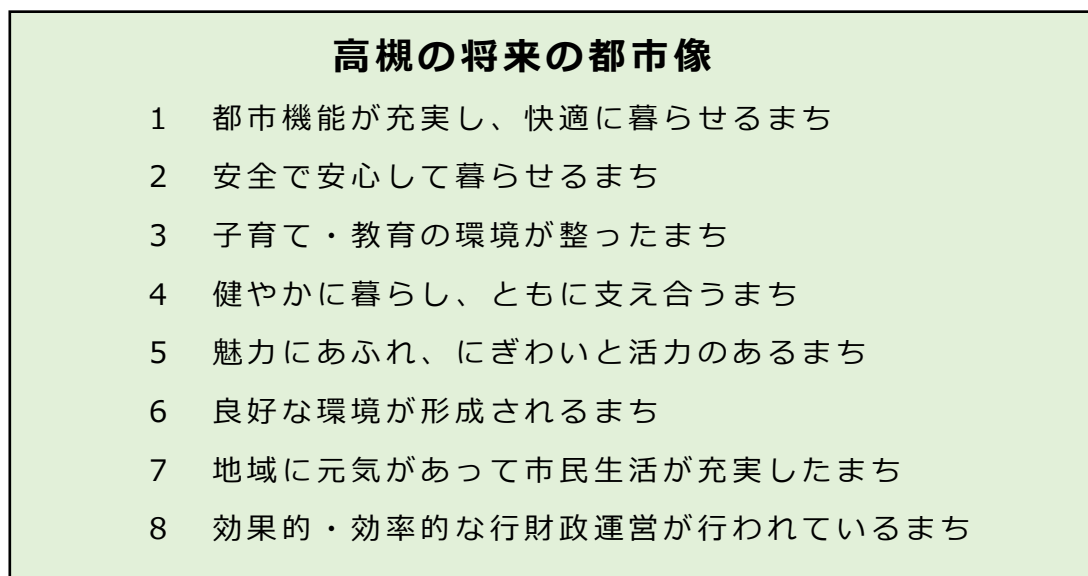


今城塚古墳

2. みどりの課題

2.1 本市のまちづくりを支えるみどりの役割

第6次高槻市総合計画で掲げる将来の都市像の実現に向けて、みどりが有する「都市環境保全」、「安心・安全・防災」、「健康・文化・レクリエーション」、「景観形成」の機能を最大限発揮し、寄与します。



2-10 本市のまちづくりを支えるみどりの機能

2-11 本市がめざすまちづくりを支えるみどりの役割

まちづくりの 基本構想 機能	1 都市機能が充実し、 快適に暮らせるまち	2 安全で安心して 暮らせるまち	3 子育て・教育の 環境が整ったまち	4 健やかに暮らし、 ともに支え合うまち	5 魅力にあふれ、 にぎわいと活力のあるまち	6 良好な環境が 形成されるまち	7 地域に元気があって 市民生活が充実したまち
都市環境 保全			●ネットワーク化されたみどりは、子どもが生き物のつながりなどを学ぶ場として活用され、豊かな人間性の形成に寄与	●ネットワーク化されたみどりは、ヒートアイランド現象の抑制や大気浄化、騒音・振動の低減などの都市環境負荷の緩和などにより、市民の健康増進に寄与		●森林は、温室効果ガスを吸収し、地球温暖化の防止に寄与 ●森林・農地・河川などは、ヒートアイランド現象の抑制や生物多様性の保全に寄与 ●ネットワーク化されたみどりは、ヒートアイランド現象の抑制や大気浄化、騒音・振動の低減などの都市環境負荷の緩和などにより、住みやすい住環境を形成	
安心・ 安全・ 防災	●森林・農地・ため池などは雨水を貯留・かん養して地下浸透を促進し、水道水の安定供給に寄与	●森林・農地・公園・ため池などは、雨水を貯留・地下浸透させ、豪雨による土砂災害や洪水の防止に寄与 ●公園・緑地は、災害時の避難地・避難路となり、火災の延焼防止や災害救助・復旧の拠点として利用され、災害に強い地域を形成 ●地域での活発な緑化活動は、良好なコミュニティを形成し、災害時の共助の心を醸成するとともに、地域の防犯に寄与				●森林・農地・公園・ため池などは、雨水を貯留・地下浸透させ、豪雨による土砂災害や洪水の防止に寄与	●公園・緑地などは、地域活動の場として、良好なコミュニティを形成し、災害時の共助の心を醸成するとともに、地域の防犯に寄与
健康・ 文化・ レクリエーション			●公園・緑地などは、子どもたちが安心して遊べる場として、地域の子育て環境の向上に寄与 ●森林・農地などは、食育・環境学習の場として、子どもたちの健全な発育に寄与	●森林などは、自然とのふれあい・ハイキングなどに利用され、心身の健康増進に寄与 ●公園・緑地は、子ども、高齢者、障がい者などの健康づくり、憩い、交流の場となり、生活習慣病などの予防に寄与 ●地域での活発な緑化活動は良好なコミュニティを形成するとともに、健康増進に寄与	●森林は、ハイキングに利用されるなど、自然の観光資源としてまちの魅力の創出に寄与 ●農地は、農業体験の場として活用され、特産物の生産などにより、まちの魅力づくりに寄与 ●公園・歴史文化遺産などは、観光資源やイベント開催の場として、地域の活性化に寄与し、にぎわいと活力あるまちづくりに貢献		●公園・緑地などは、市民活動やイベントなどの場として、地域のコミュニティを形成 ●歴史文化遺産は、生涯学習の素材となるとともに、子どもたちが感性や創造性、豊かな心を育む機会を提供 ●公園・緑地はスポーツなどの運動の場として、人々の交流を創出
景観形成	●森林・農地・里山・公園などのみどりは、人々に四季折々の彩りをもたらし、癒しや安らぎを提供		●森林・農地・里山・公園などのみどりは、人々に四季折々の彩りをもたらし、癒しや安らぎを提供するとともに、自然を通じて、子どもたちの情操心などの育成・醸成に寄与		●歴史文化遺産と一体となったみどりは、歴史を感じさせる魅力ある景観を形成し、市内外の人が訪れたいまちづくりに貢献	●森林・農地・里山・河川・ため池などのみどりは、地域を特徴づける景観を形成し、暮らしにゆとりと潤いを提供	●高樹らしい地域景観を形成するみどりは、地域住民の地元に対する愛着心を育み、住み続けたいと思う心を醸成

2.2 みどりの課題

本市のみどりの課題について、前項までの整理に市民アンケート、活動団体からのヒアリング結果を加え、再整理しました。

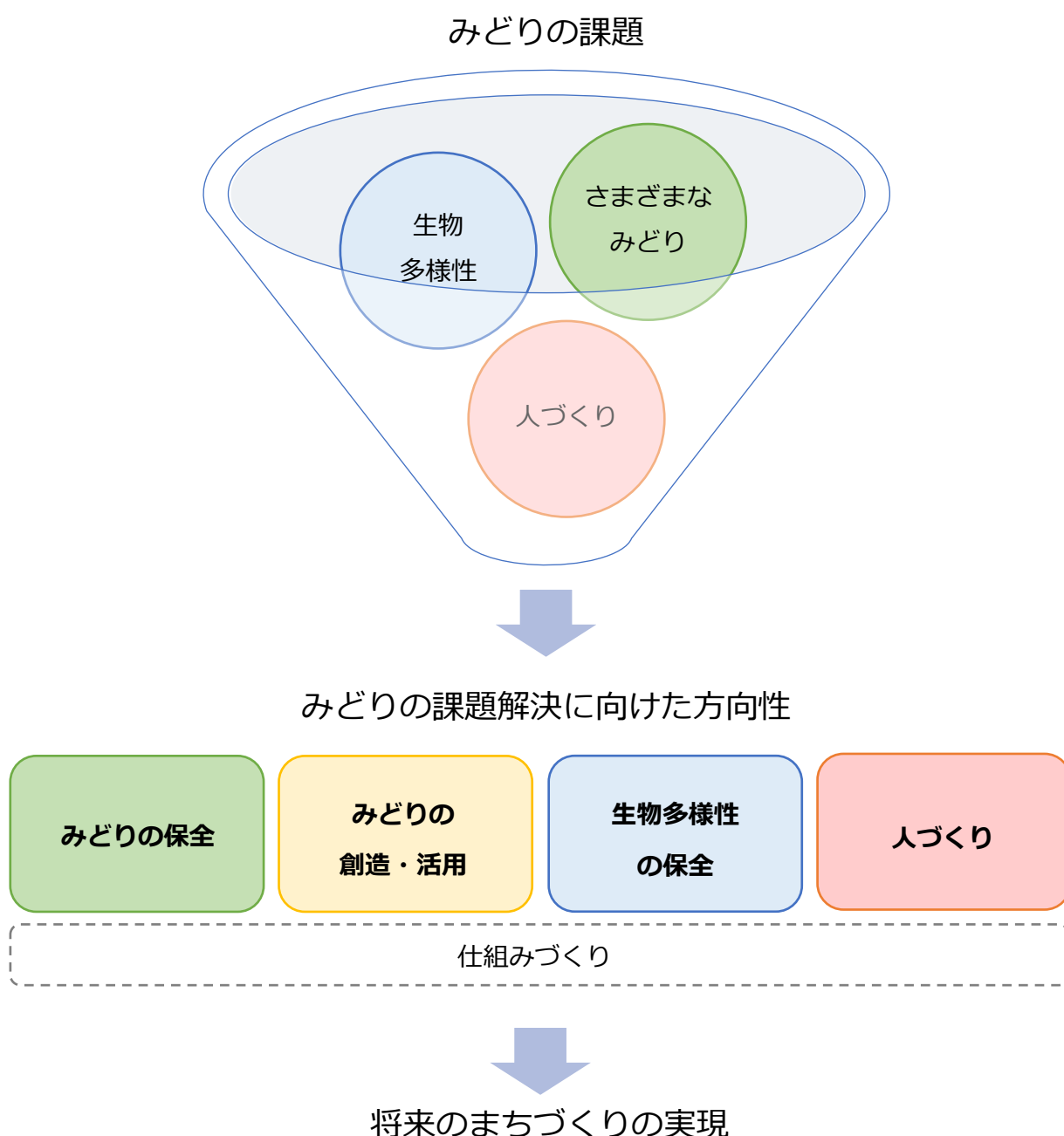
2-12 みどりの課題

さまざまなかみどり	<p><森林></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の荒廃による自然災害のリスクの増加 ・ 森林保全育成の促進と災害復旧事業との両立 ・ ボランティア育成や多様な主体との協働による森づくりの推進 ・ 森林資源の活用による良好な森林の保全 	<p><農地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代の担い手の育成 ・ 営農活動の合理化 ・ 地産地消の推進 ・ 遊休農地の抑制 ・ 農地の多面的機能の発揮
	<p><河川></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な生き物が生息・生育できる川づくりの推進 ・ 市民の憩いの場となる親水空間の維持 	<p><歴史・文化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史遺産を活用した魅力あるみどりのまちづくりの推進
	<p><市街地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園・緑地などの身近なみどりの維持・管理 ・ 市民に利用される公園づくりの推進 ・ 街路樹の適切な維持管理 ・ 連続性のある質の高いみどりの創出 ・ みどりの防災・減災機能を活用したまちづくりの推進 ・ みどりの二酸化炭素吸収固定作用や蒸散作用などによる温暖化やヒートアイランド現象の緩和促進 ・ コミュニティ活動や健康づくりの場としてのみどりの活用 ・ ライフスタイルに活用できるみどりの創造 	
生物多様性	<p><守りたい生き物、残したい場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芥川上流部のモリアオガエル、ヒダサンショウウオなど ・ ゲンジボタル、新川などのヒメボタル ・ 本山寺周辺のもみ、ツガ、アカガシ林 ・ 樹林保護地区、保護樹木、保護動物 	<p><多様な生き物の生息地の保全></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要性の高い自然環境を有する地域の保全 ・ エコロジカルネットワークの保全・形成 ・ ビオトープの活用
	<p><外来生物・獣害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働による特定外来生物の防除の取組の推進 ・ 森林、農地、市街地における有害鳥獣対策の推進 ・ 野生動物との共生 	
人づくり	<p><人づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育や体験学習を通じた子どもへのみどりの重要性の啓発 ・ 市民が気軽にみどりの活動に参加できる仕組みづくり ・ みどりに対する市民の関心度の向上 ・ 自然博物館との連携強化 <p><活動団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民団体の継続的な活動の担保 ・ 団体間の活動内容などの情報共有 ・ 市民、市民団体、事業者、行政が連携したみどりのまちづくりの推進 ・ 市民活動の支援体制の充実 	

2.3 みどりの課題解決に向けた方向性

本市のみどりの課題から、森林や農地、河川、市街地など異なる環境のなかで顕在化する「さまざまなみどり」の課題、暮らしを支える自然との共生を実現するための「生物多様性」の課題、そしてみどりのまちづくりを進める上で不可欠な「人づくり」の課題があることがわかります。

本計画では、本市のまちづくりに寄与するみどりの課題解決に向けて、今後10年で取り組む方向性として、今あるみどりを維持・保全するとともに新たな視点によりみどりを創り、活用していくこと、人と生き物が共生できる暮らしをめざすことが重要であり、これらの課題を自分のこととして認識し、ともに進めていくための人づくりが必要です。



(1) みどりの保全

市域の豊かな森林や農地は里地里山として、市民の暮らしを支える代表的なみどりです。しかし、一部では高齢化や担い手不足により適切な管理がなされていない箇所も見受けられ、森林においては平成 30（2018）年の台風第 21 号の影響で甚大な被害を受けるなどの大きな課題に直面しています。これらの課題を解決し、地球温暖化抑制や自然災害防止、生物多様性保全などの多面的機能を十分に発揮できるよう、森林や農地、里地里山を持続的に管理できる仕組みづくりが必要です。

また、芥川や檜尾川、淀川などの河川は、市域のみどりをつなぐ重要な役割を有するとともに、市民にとっての身近な親水空間や多くの生き物の生息・生育空間の場となっており、さらなる保全が求められています。

さらに、市内に多く残る古墳や城跡などの遺跡、街道など歴史文化と一体となったみどりもまた、本市の特徴的なみどりの一つであり、保存・保全と活用という観点で新たなみどりのあり方の構築が望まれます。



台風被害の様子

(2) みどりの創造・活用

市街地には安満遺跡公園や古曽部防災公園、清水池公園など、まとまりのあるみどりを有する公園のほか、小規模な緑地も広く分布しており、これらのみどりが防災、親水空間などのさまざまな視点で本市のまちづくりを支えています。市街地における都市空間の快適性をさらに高めるためには、まとまりのあるみどりを中心に、みどりの連続性を創出する必要があり、公園や街路樹、駅周辺の花壇、住宅地の生け垣などにおいて、身近なみどりを増やし、それらをつなげていくことが求められています。

また、時代の変遷や新型コロナウイルス感染症の影響により、市民のライフスタイルも大きく変化し、身近な公園に対するニーズも多様化していることから、市民に利用される公園づくりを進めていく必要があります。

さらに、地震や台風、集中豪雨などの自然災害が頻発するなか、みどりを活用した安全・安心なまちづくりが注目されており、みどりによる気温上昇の抑制や降雨時の一時的な雨水貯留の場所を増やすなど、防災・減災を中心に、公園や農地、河川、ため池などのさまざまなみどりを活用したグリーンインフラとしての取組の推進が求められています。



公園宿泊体験

(3) 生物多様性の保全

多様な生き物が生息・生育する豊かな自然環境では、生物多様性の保全に関する課題が多くあります。

北部の芥川上流部に生息するモリアオガエル、ヒダサンショウウオについては、生息状況の把握と生息地の保全が求められています。また、貴重な天然林である本山寺周辺のモミ・ツガ・アカガシ林では、近年シカの食害などによる植生の衰退がみられ、継続的な管理や保全の必要性が高まっています。さらに南部の淀川河川敷には、野鳥や動植物の貴重な生息地である、鵜殿のヨシ原があり、継続的な保全活動やその仕組みづくりが求められています。

また、近年は、特定外来生物であるアライグマによる農作物被害の増加やミズヒマワリやオオバナミズキンバイなどによる水路における繁殖拡大なども課題として挙げられます。

このような課題に対応するためには、生物多様性の啓発や市民などの協力による保全が必要です。



モリアオガエル（重要種）



ミズヒマワリ
(特定外来生物、環境省提供)



鵜殿のヨシ原焼き

(4) 人づくり

みどりや生物多様性の保全を進めるためには、市民や事業者など多様な主体の参加・協力が不可欠です。

みどりのまちづくりを担う市民団体の活動については、メンバーの固定化や高齢化が進んでおり、活動が縮小傾向にあります。今後、これらの活動を持続的なものとしていくためには、活動へのモチベーションを維持するための支援・仕組みづくりが求められます。

また、活動に取り組む担い手については、関係団体とともに「市民林業士養成講座」や「たかつき市民環境大学」などを開催し、森林やみどりの保全活動につながる人材を育成しています。これらの講座などにおいて、より幅広い層の担い手の育成や継続した人材の輩出が必要です。

さらに、みどりのまちづくりにおいては、地域全体で取り組んでいくことが大切です。市民と行政による協働だけでなく、事業者も地域での活動に主体的に参加できるよう、市民、事業者、行政が共創した取組の推進が求められています。



たかつき市民環境大学

生物多様性とは

生物多様性とは、すべての生物の間に違いがあることであり、遺伝子、種、生態系の3つのレベルでの多様性があるとされています。生物多様性は、空気や水など生命の生存環境を支える基盤をつくり、食物や木材、医薬品など生活に必要なさまざまな資源として私たちの暮らしを支えています。また、祭や郷土料理、ふるさと景観など、地域の自然に根づいた文化形成の土台となっています。このような生物多様性がもたらす恩恵は、生態系サービスと呼ばれ、私たちはこれらの恩恵を受けることで、豊かな日常生活を送ることができます。

都市の生物多様性は、私たちに大気浄化、レクリエーション、災害防止、豊かな地域文化など、様々な恩恵を提供しています。私たちが身近な生物とふれあうことは、生物多様性の重要性を理解し、保全に向けた行動を起こしていくきっかけとしても重要なものといえます。

現在、生物多様性の喪失が温暖化と並ぶ深刻な地球環境問題となっています。平成4（1992）年の生物多様性条約の締結を契機として、日本を含む世界各国で生物多様性の保全にむけた様々な取組が進められています。私たちの暮らしは世界の生物多様性から生み出される資源を消費することで成り立っています。そのことを考え、生命の存続と持続可能な社会形成のために、暮らしや事業活動のあり方を、今一度見つめ直すことが求められています。



「My 行動宣言」生物多様性のためにできる5つのアクション
一人一人が生物多様性との関わりを日常の暮らしの中できとらえ、実感し、身近なところから行動する
出典：「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J) ホームページ資料